

◎ 保護者の方へ:必ずお読みください

## 日本脳炎予防接種を受けるに当たっての説明書

日本脳炎の予防接種は、平成17年から平成21年まで接種の積極的な勧奨を差し控えていました。その後、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン(新ワクチン)の接種が可能になり、接種の差し控えによって接種を受ける機会を逃した方(平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれ)は特例として

### 20歳未満まで定期予防接種として無料で受けることができます。

この説明書をよく読み、十分理解し、納得されたうえで接種を受けられますよう、ご案内いたします。

#### ◆日本脳炎はどんな病気？

日本脳炎ウイルスにより発生する疾病で、ヒトからヒトへの感染はなく、ブタなどの動物の体内でウイルスが増殖した後、そのブタを刺した蚊がヒトを刺すことによって感染します。以前は子どもや高齢者に多くみられた病気です。日本脳炎ウイルスに感染しても症状が現れずに経過する場合がほとんどですが、100人から1000人の感染者の中で一人が発病するとされており、発症した場合20～40%が死亡に至り、生存者の45～70%に精神障害などの後遺症が残ってしまうといわれています。症状が出る場合、6～16日間の潜伏期間の後に、数日間の高熱、頭痛、嘔吐などが現れた後に、光への過敏症、意識障害、けいれんなどの神経障害や脳の障害を引き起こす病気で、後遺症を残すことや死に至ることもあります。

国内では、九州・沖縄地方と中国・四国地方で発生が多く、毎夏日本脳炎ウイルスを持った蚊も発生しており、国内でも感染する可能性があります。ワクチンにより、日本脳炎の罹患リスクを75～95%減らすことができるため、病気を予防するためにはワクチンを接種することが重要です。

#### ◆日本脳炎ワクチンとはどんなワクチン？

現在使用されている「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」は、ペロ細胞で増殖させて得られたウイルスを採取し、ホルマリンで不活化(感染性を失くすこと)して製造したものです。

#### ◆ワクチンの副反応にはどんなものがある？

多くは、比較的軽く、短期間で治るものです。例えば、注射した部分の赤みや腫れ、発熱、鼻水やせきが起きることがあります。ごくまれに、重いアレルギー(アナフィラキシー)、けいれん、脳炎など、重症の副反応が起きることがあります。予防接種を受けた後、気になる症状や体調の変化があらわれたら、すぐに医師に相談してください。

#### ◆過去に使用されていた日本脳炎ワクチンで接種したことがある場合、新ワクチンでの接種は可能？

従来使用していた日本脳炎ワクチンで、過去に1期の接種したことがある方が、現在使用されている日本脳炎ワクチンで1期の残りの回数や2期の接種を受けることができます。

なお、このような場合について、平成22年度の厚生労働科学研究事業で、288名の接種前後の中和抗体価の測定が行われました。この結果から、以前に「マウス脳由来日本脳炎ワクチン」の接種を行っていた方に「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」を接種しても、抗体価の有意な上昇が確認されました。また、ワクチン接種と関連がある重篤な有害事象は報告されませんでした。

〈日本脳炎ワクチン接種に係るQ&A 厚生労働省 平成28年3月改定版より抜粋〉

## ◆接種の方法は？

これまでの接種回数を母子健康手帳で確認し、不足している場合は下記を参考に接種を受けましょう。

これまでの接種した回数	接種回数	必要な接種回数と接種間隔
これまで3回接種している	残り1回	9歳以上20歳未満で2期を1回接種
これまで2回接種している	残り2回	1期追加を接種し、6日以上の間隔をあけて2期を接種
これまで1回接種している	残り3回	1期初回2回目、1期追加を6日以上の間隔をあけて2回接種し、1期追加接種終了後6日以上の間隔をあけて2期を接種
全く接種していない	残り4回	1期初回1回目、2回目を6～28日の間隔をあけて接種し、1期2回目接種終了後6ヶ月以上(標準的にはおおむね1年)の間隔をあけて1期追加を接種 2期は1期追加接種後6日以上の間隔をあけて接種

◆1期初回接種は6～28日の間隔をおき2回、1期追加接種はその後おおむね1年の間隔をおいて接種することが、標準的な接種間隔です。接種途中の場合で、標準的な接種間隔で接種できない場合は、接種医にご相談ください。

◆2期の接種は予防接種法令上では9歳以上であれば、1期追加接種から6日以上の間隔をあければ接種できますが、1期追加接種後おおむね5年～10年毎に1回接種することで脳炎の発症を予防することが可能なレベルの抗体が維持されることが期待されますので、接種時期はこれらを総合的に勘案して実施することが望ましいです。

## ◆予防接種による健康被害救済制度とは？

予防接種法に基づく予防接種を受けたことによって副反応が起こり、医療機関で治療が必要になった場合や、生活に支障が出るような障害が残った場合には、被害を受けた方に対して「予防接種健康被害救済制度」によって、市区町村が医療費、医療手当の支給、障害児養育年金、障害年金の支給などを行います。支給を希望される場合は、予防接種を受けられた時に住民票を登録していた市町村にご相談ください。

## ◆日本脳炎予防接種についてより詳しい情報はありますか？

下記のホームページをご覧ください。

※高知県健康対策課

※厚生労働省 予防接種情報

※国立感染症研究所 感染症情報センター

## ◆予防接種の受け方

- ① 予防接種を受ける前に、発熱がないかなど、お子さまの体調をご確認ください。
- ② 同封の予診票に記入もれなどないよう正しくご記入ください。
- ③ 希望する医療機関に接種日時などをあらかじめお電話でご確認ください。予約が必要な場合があります。
- ④ 接種後は体調の変化を確認し、変化があった場合は接種医に相談してください。
- ⑤ 接種をした日は、激しい運動を避け、接種箇所を清潔に保ち、こすらないようにしましょう。

出典:「日本脳炎」、「日本脳炎ワクチン接種に関するQ&A」、「予防接種情報 よくある質問」、「キョウコノワクチン#06」、「予防接種健康被害救済制度について」(厚生労働省)、「日本脳炎とは」(国立感染症研究所) (<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/449-je-intro.html>)を加工して作成

◎この説明書の内容をよく読み、予防接種を希望する場合は、同封の予診票に記入抜けや誤りなどないように記入してください。

◎予約が必要な場合もありますので、希望する医療機関に事前にご確認ください。

◎同封の予診票は、接種当日に香南市に住居登録のある方に限り使用することができます。香南市から転出された場合は使用できませんので、転入先の市町村窓口で交換の手続きを行ってください。